社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会評議員選任規程

（趣旨）

第１条　この規程は，社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第６条及び第７条に規定する評議員の選任に関し，必要な事項を定める。

（評議員候補者の選定）

第２条　理事会が推薦の提案を行う評議員候補者は，別表（選出区分）により選定する。

（評議員の選任）

第３条　定款７条に規定する評議員選任・解任委員会は，理事会から推薦された評議員候補者について，選任の決議を行う。

（資格の喪失）

第４条　評議員は,本人の意思による辞任のほか，次の各号の一に該当したときは,その資格を失う。

（１）退職等により，選出時に所属した機関又は団体の役職を離れたとき

（２）死亡したとき

（委任）

第５条　この規程の施行に関し，必要な事項は会長が別に定める。

別表（選出区分）

項　　目	選　出　例
１　地域の代表者	民生委員児童委員,青少年つくばみらい市民会議支部長など
２　利用者の家族の代表	身体障害者関係団体代表,知的障害者関係団体代表,児童関係団体代表など
３　社会福祉事業を経営する団体の役職員	社会福祉事業を経営する団体

４　ボランティア活動を行う団体の代表者	ボランティア団体
５　法人として，評議員に加えることが適当であると判断したもの	学識経験者,高年クラブ,商工関係者,議会代表，各種相談員など
合計　１７名以上２３名以内	

附則

１　この規程は，平成２９年１月１６日から施行する。